

平成28年3月31日までに回送運行の許可を受けた事業者の方へ



次回更新時(令和2年度)より、 新制度の取扱いになります。

平成28年4月1日に回送運行制度が改正され、回送運行許可証の有効期間が許可の期間(5年以内)と同じになります。

平成28年3月31日までに許可を受けた回送運行許可事業者については、有効期間が満了することに伴い、次回更新時より、**改正後**の取扱いに切り替わります。

ポイント



- ・ 許可証の有効期間が1年以内だったものが、許可の有効期間(5年以内)と同一となるため、1年ごとに許可証の更新申請を行う必要がなくなりました。
- ・ 毎年5月に前年度実績の報告が必要になります。
- ・ 回送運行許可に対する一定の条件の付与。(詳細は裏面をご覧ください)

改正前の取扱い

「回送運行許可」の有効期間は5年以内
「回送運行許可証」「回送運行許可番号標」の有効期間は1年以内

有効期間満了時・返納の命令時より3日以内の許可証の返納

許可を受けた際の帳簿等の保存期間は当該許可期限の経過後3年間

回送運行事業者からの定期報告制度はない

平成28年度以降の取扱い

「回送運行許可」の有効期間の規定に一本化

有効期間満了時・返納の命令時より5日以内の許可証の返納

許可を受けた際の帳簿等の保存期間は当該許可の有効期間の満了後、6ヶ月

回送運行事業者からの定期報告制度の創設

許可に付した条件(廃止時の返納等)に違反した場合の行政処分基準の一部改正(詳細は裏面をご覧ください)

次回更新時の留意点

- ・ 許可期間は5年となります。(ただし、必要に応じて短縮することができます)
- ・ 有効期間が1年以上の「回送運行許可」を受ける場合は、「回送運行許可証」の交付及び「回送運行許可番号標」の貸与申請の際に、許可期間に応じた許可証交付手数料を前納する必要があります。
 - ◆ 1組あたり24,600円×許可年数 ⇒ (例) 3組×1年...73,800円 / ×5年...369,000円
- ・ **※前納された手数料は許可期間の途中で事業を廃止した場合であっても還付されません。**
- ・ 次回以降の更新の際は、許可申請(第1号様式)及び許可証交付申請(第21号様式)の2つの手続きが必要です。申請書様式は関東運輸局ホームページよりダウンロードが可能です。
 - ⇒ 関東運輸局ホームページ(https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/page2/jidou_kensa-touroku.html)

回送運行許可に 新たに付される条件

回送運行の制度変更にあわせて、不正使用の防止強化のため、回送運行の許可に以下の条件が付与されることとなりました。

(2)、(3)により管理簿や帳簿等を、当該許可の有効期間満了後6ヶ月間保管し、運輸支局長等からの求めに応じて提示できるようにする必要があります。
また、(5)により、新たに定期報告制度が設けられました。

- (1) 法及び法に基づく命令の規定を遵守して回送自動車を運行の用に供すること。
- (2) 回送運行許可証及び回送運行許可番号標について、取扱内規を遵守し、回送運行許可番号標管理責任者を選任し適切に管理すること。なお、許可の有効期間内に作成した管理簿等を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は届出日）後6ヶ月間保管し、運輸支局長等の求めに応じて提示できるようにすること。
- (3) 自動車の製作、陸送、販売又は分解整備を業とし、許可基準を満たすことを証する書面を許可の有効期間の満了（許可の取り消しを受けた場合は取り消しの日、廃止届出を行った場合は届出日）後6ヶ月間保管し、運輸支局長等の求めに応じて提示できるようにすること。
- (4) 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は回送運行許可番号標管理責任者を変更した場合は、遅滞なく、その旨を記載した書面を提出すること。
- (5) 回送運行に関する業務について、関東運輸局長が定めた様式により、前年度末の状況を毎年5月31日までに報告を行うこと。
- (6) 許可の有効期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、現に交付を受けている回送運行許可証及び現に貸与を受けている回送運行許可番号標（以下、この条において「交付を受けている回送運行許可証等」という。）の全部を、交付を受けている回送運行許可証等の返納命令を受けたときは、命令に応じ交付を受けている回送運行許可証等の全部又は一部を、その日から5日以内にそれぞれ関東運輸局長に返納すること。

許可に付した条件に違反した場合の行政処分基準の一部改正

・上記の条件に違反した場合の違反項目が追加又は一部変更されました。（※該当部分のみ抜粋）

適用条項	違反行為の種類	事項	基準点数		
			初違反	再違反	再三違反
法第36条の2 第8項第3号	1. 法及び法に基づく命令の規定を遵守せず回送自動車を運行の用に供したとき。	①臨時・偶発的と認められるもの	3点		
		②反復継続・計画的と認められるもの	5点	7点	9点
	2. 回送運行許可証及び回送運行許可番号標について、取扱内規を遵守せず、回送運行許可番号標管理責任者を選任せず、適切に管理しなかったとき又は、許可の有効期間内に作成した管理簿等を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は届出日）後6ヶ月間保管せず、運輸支局長等の求めに応じて提示しなかったとき。	①臨時・偶発的と認められるもの	3点		
		②反復継続・計画的と認められるもの	5点	7点	9点
	3. 自動車の製作、陸送、販売又は分解整備を業とし、許可基準を満たすことを証する書面を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は届出日）後6ヶ月間保管せず、運輸支局長等の求めに応じて提示しなかったとき。	①臨時・偶発的と認められるもの	3点		
		②反復継続・計画的と認められるもの	5点	7点	9点
	4. 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は回送運行許可番号標管理責任者を変更した場合、遅滞なく、その旨を記載した書面を提出しなかったとき。	①臨時・偶発的と認められるもの	3点		
		②反復継続・計画的と認められるもの	5点	7点	9点
	5. 回送運行に関する業務について、地方運輸局長が定めた様式により、前年度末の状況を毎年5月31日までに報告を行わなかったとき	①臨時・偶発的と認められるもの	3点		
		②反復継続・計画的と認められるもの	5点	7点	9点
	6. 正当な理由がないのに、回送運行許可証の有効期間満了後5日以内に、当該回送運行許可証及び回送運行許可番号標を地方運輸局長に返納しなかったとき。	①懈怠又は故意により5日以内に返納しなかった場合	1点	2点	3点
		②管理不適切等の理由により許可証等を紛失し、これにより返納し得ない場合	2点	4点	6点
	7. 許可を受けた者が行う自動車の回送が適切に行われるために必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けた者に不当な義務を課することとならない範囲において付された条件に違反したとき。	①臨時・偶発的と認められるもの	3点		
		②反復継続・計画的と認められるもの	5点	7点	9点



違反点数の累計に応じて、以下の行政処分の対象となります。

1～3点：文書警告

4～6点：違反営業所の許可証等の1組返納及び1ヶ月間の交付・貸与の停止

7～10点：違反営業所の許可証等の20%返納及び2ヶ月間の交付・貸与の停止

11～14点：違反営業所の許可証等の50%返納及び3ヶ月間の交付・貸与の停止

15～19点：違反営業所の許可証等の全部返納及び6ヶ月間の交付・貸与の停止

20点：回送運行許可取消